



## GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2014

### 競技規定（暫定版）

#### 第1条 大会

「GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2014」(以下、「シリーズ」)は、国際自動車連盟(以下、「FIA」)の2014年国際モータースポーツ競技規則に準拠した、2014年一般社団法人日本自動車連盟(以下、「JAF」)国内競技規則・国内競技車両規則、本ハンドブック規定、各大会特別規則書および各サーキット規定に従って開催される。

#### 第2条 組織

本シリーズはトヨタカーズ・レース・アソシエーション(以下、「T.R.A.」)の主管により運営される。各大会オーガナイザーはJAF公認のもと、シリーズ名称を付したレースを組織、開催する。大会組織委員会、競技会審査委員会、競技役員は各大会の特別規則書にて公示される。

#### 第3条 規則の熟知と遵守

参加者はレースの諸規則ならびに当該大会別に定められた諸規則を熟知し、これを遵守すると共に、各大会オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

#### 第4条 ドライバーの参加資格・装備品

##### 1. 参加資格

- ・ T.R.A.レーシングパスポートに登録されたT.R.A.認定ドライバー。
- ・ 日本の普通自動車以上の運転免許証、またはそれに相当する外国の免許証所有者。
- ・ 2014年に有効なJAF国内競技運転者許可証A以上の所持者。もしくはJAF以外のASN発給の同様ライセンス所持者であること。但しその場合は、FIA国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいること。

##### 2. 装備品

- ・ JAF国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従い装備品を整えること。但し、競技用ヘルメットについては四輪用のフルフェイスタイプの装着および耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスについてはFIA基準8856-2000に合致したFIA認定品の着用を義務付ける。
- ・ 頭部および頸部の保護装置の装着を強く推奨する。尚、装着する場合は、JAF国内競技車両規則第4編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則 10.頭部および頸部の保護装置」に合致すること。

#### 第5条 参加車両

車両は別掲の車両規定に合致した物でなければならない。

#### 第6条 保険

1. 各大会の大会特別規則書の規定に従うこと。
2. 各大会の大会特別規則書に規定が無い場合、ドライバーは900万円以上、チームクルーは400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。



## 第7条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

ドライバーおよびチームクルーは秩序ある行動をとること。そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的または侮辱的な言動をとる事は厳に慎まなければならない。この条項に違反した場合は訓戒から失格までの罰則が与えられる。

## 第8条 罰則

### 1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーはFIA国際競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定およびそれに準ずる規定を遵守しなくてはならない。当該大会競技役員からこの条項の違反行為と判断され、当該大会審査委員会より罰則（訓戒を含む）を科せられたドライバーは、当該競技の罰則とは別にT.R.A.からも下記の通り厳しく罰せられる。

- . T.R.A.により、罰則内容が公示される。
- . T.R.A.が罰則内容を考慮し危険行為に該当すると判断したペナルティー1件ごとに、ペナルティーポイントが1点付与され、T.R.A.により公示される。
- . ペナルティーポイントは参戦した各シリーズごとに加算され、その累積件数で当該シリーズポイントの減算・剥奪が実施される。
- 1) ペナルティーポイントが2点に達したドライバーは、その年度内に獲得した当該シリーズポイントのうち20ポイントが減算される。
- 2) ペナルティーポイントが3点に達したドライバーは、その年度内に獲得した当該シリーズポイントが全て剥奪される。
- . 全シリーズのペナルティーポイント累積件数が4点に達したドライバーは、全シリーズのポイントが剥奪される。
- . 全シリーズのペナルティーポイント累積件数が5点以上に達したドライバーは、さらに厳しく、T.R.A.より罰せられる。
- . 特別戦に於いて罰則が科されペナルティーポイントが発生した場合の取り扱いに関しては、その罰則内容を考慮し、T.R.A.が決定を行う。
- . 上記ペナルティーポイントは最終ペナルティーポイントが科せられた日から1年間累積され、その翌日から個別に削除される。

### 2. 車両規則違反

ドライバーは本車両規定、該当するJAF国内競技車両規定および当該サーキットの車両規定を遵守しなければならない。この条項に違反し失格となった場合は、当該競技会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪する場合がある。

## 第9条 「GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2014 Grand Final」

内容に関しては別途公示する。

## 第10条 広告専用スペース

### 1. 広告専用スペースの提供



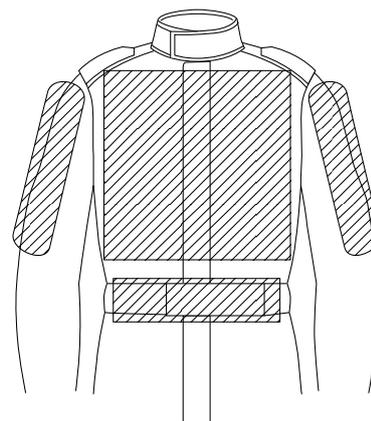
参加者はT・R・Aおよび協賛各社、当該オーガナイザーの為に広告専用スペースを提供しなければならない。

## 2．指定ステッカーの貼付

T・R・A指定ステッカーの貼り付け位置および角度は「広告スペース 指定ステッカー貼り付け位置 参照図」の通りとし、その他のステッカー等の貼り付けは認められない。尚、スポンサーステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼り付けることとし、これに対する一切の加工は認められない。更にそれらの外観を毀損することも認められない。

## 3．指定ワッペンの貼付

T・R・A指定GOODYEARワッペンの貼り付け位置および角度は右図斜線部分内とする。尚、スポンサーワッペンの周囲には十分な間隔を空けて貼り付けることとし、これに対する一切の加工は認められない。更にそれらの外観を毀損することも認められない。



## 4．参加者は、参加者自身による特定の広告が拒否される場合があることをあらかじめ承知していなければならない。

### 第11条 ゼッケン番号

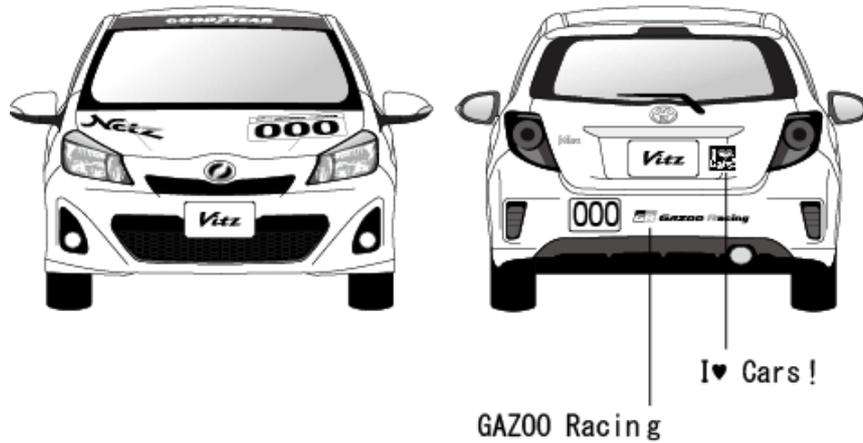
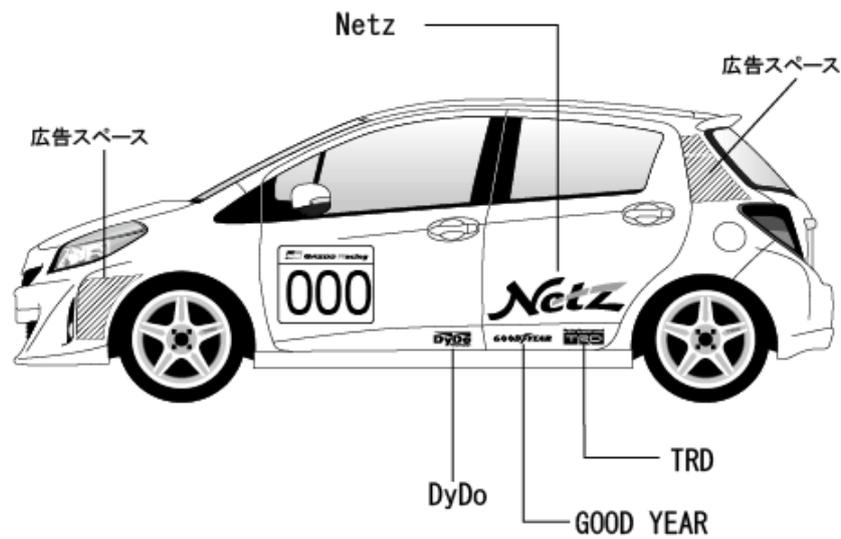
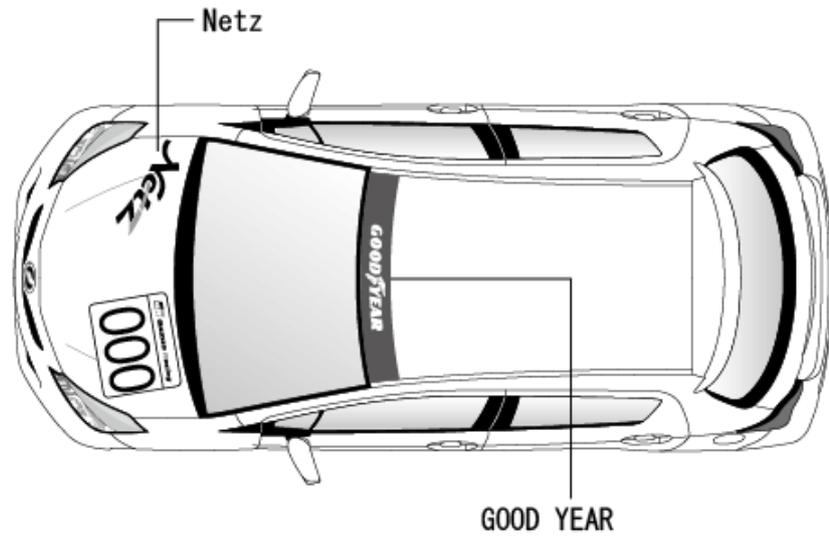
- 1．ゼッケン番号はT・R・Aレーシングパスポート申請に基づき、T・R・Aが決定する。また、ゼッケン番号は、毎年更新されるものとし、T・R・Aが定める期間内にT・R・Aレーシングパスポートの更新申請を行うこと。なお、期間内に更新されない場合、そのゼッケン番号の使用権利は失われる。
- 2．ゼッケンおよびゼッケンベースはT・R・A指定のものを使用し、「ゼッケンおよびゼッケンベース位置 参照図」の通りに貼り付けなくてはならず、その他の場所に貼り付けないこと。また、すべての桁数において、ゼッケンはゼッケンベースの中央に配置すること。



- 3．参加者に配布するゼッケンおよびゼッケンベースは原則として1セットまでとする。それ以上の枚数が必要となった場合、T・R・Aにその旨申し出を行い、必要と認められた場合に限り配布される。
- 4．ゼッケン番号「1」はシリーズ戦以外のT・R・Aの指定した特別戦の優勝者が翌年度使用する権利を有し、その優勝者が権利を行使した場合、本年度使用していたゼッケン番号の使用権利は翌年度も保持される。



■ 広告スペース ■ 指定ステッカー貼り付け位置 ■ ゼッケンおよびゼッケンベース位置 参照図





## 第12条 参加申込

シリーズ戦各大会への参加申込は、当該大会オーガナイザー宛に行うこと。参加受付期間はオーガナイザーにより異なるが、大会開催日の2ヶ月前を目安に下記連絡先まで大会特別規則書/参加申込書類を請求すること。特別戦については別途公示する。

1. 参加申込方法/受付期間：各大会特別規則書に準じる。
2. 参加料：¥37,800（消費税込）/1戦（2014年シリーズ・全戦共通）
3. 参加申込時に提出する書類
  - ・参加申込書
  - ・公認レース車両申告書

その他にも、オーガナイザーより書類提出を求められる場合があるので、各大会特別規則書に従うこと。
4. 参加申込書に記載する車名には必ず「ヴィッツ」又は「V i t z」の文字が含まれていなければならない。
5. 参加申込書/大会特別規則書の問い合わせ先

### 北海道シリーズ 全戦

〒089-1573 北海道河西郡更別村弘和477  
十勝スピードウェイ TEL：0155-52-3910

### 東北シリーズ 全戦

〒989-1301 宮城県柴田郡村田町菅生6-1  
スポーツランドSUGO 菅生スポーツクラブ TEL：0224-83-3111

### 関東シリーズ

#### 第1/2/3戦

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向694  
富士スピードウェイ レース事務局 TEL：0550-78-2340

#### 第4戦

〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町松山120-1  
ツインリンクもてぎ TRMC-S事務局 TEL：0285-64-0200

### 関西シリーズ

#### 第1/2戦

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992  
鈴鹿サーキット SMSC事務局 TEL：059-378-3405

#### 第3/4戦

〒701-2612 岡山県美作市滝宮1210  
岡山国際サーキット レース事務局 TEL：0868-74-3311

### 西日本シリーズ 全戦

〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田1112-8  
オートポリス TEL：0973-55-1111



### 第13条 各シリーズ・大会の開催場所・日程、レース距離および決勝出走台数

#### 北海道シリーズ

大会	開催場所	開催日	LAP	レース距離	決勝出走台数
第1戦	十勝スピードウェイ・クラブマンコース	6月29日	12	40.86Km	36台
第2戦		8月24日	6	20.43Km	
			12	40.86Km	
第3戦	10月5日	12	40.86Km		

#### 東北シリーズ

大会	開催場所	開催日	LAP	レース距離	決勝出走台数
第1戦	スポーツランド SUGO	5月24~25日	10	37.04Km	45台
第2戦		7月19~20日			
第3戦		9月27~28日			

#### 関東シリーズ

大会	開催場所	開催日	LAP	レース距離	決勝出走台数
第1戦	富士スピードウェイ	5月3~4日	8	36.504Km	45台
第2戦		6月7~8日			
第3戦		8月9日			
第4戦	ツインリンクもてぎ	10月26日	8	38.408Km	45台

#### 関西シリーズ

大会	開催場所	開催日	LAP	レース距離	決勝出走台数
第1戦	鈴鹿サーキット・東コース	5月11日	17	38.131Km	30台
第2戦	鈴鹿サーキット	7月5~6日	8	46.456Km	48台
第3戦	岡山国際サーキット	8月2~3日	10	37.03Km	42台
第4戦		9月6~7日			

#### 西日本シリーズ

大会	開催場所	開催日	LAP	レース距離	決勝出走台数
第1戦	オートポリス	5月31日 ~6月1日	9	42.066Km	46台
第2戦		9月13~14日			
第3戦		10月12日			

#### ピットレーン制限速度

各大会特別規則書もしくは各サーキット共通規則書の規定に従うものとする。記載がない場合は、60Km/h以下とする。

#### 完走周回数

各大会特別規則書もしくは各サーキット共通規則書の規定に従うものとする。記載がない場合は、レース距離の70%以上とする。

### 第14条 T.R.A.レーシングパスポート

1. T.R.A.レーシングパスポートはT.R.A.指定の申請用紙に必要事項を記入の上、車検証コピーを添えてT.R.A.に申請することにより、登録・発行される。
2. 参加者は、大会参加申込前までに、T.R.A.へ申請し登録を完了していること。
3. 当該シリーズに参加する車両および封印エンジン、ドライバーはT.R.A.レーシングパスポートに記載されたものとする。



4. T.R.A.レーシングパスポートは、大会参加受付時に必ず提出しなければならず、返却は公道走行チェック時に行う。
5. 登録車両が、シリーズ各大会に初参加する場合は、トヨタ自動車㈱発行の「メンテナンスノート」、トヨタテクノクラフト㈱発行の「車両保証書」およびT.R.A.レーシングパスポートに参加証明となる捺印を受けるものとする。
6. T.R.A.レーシングパスポートは毎年更新するものとし、T.R.A.が定める期間内に更新しなければならない。
7. 紛失した場合は速やかにその旨をT.R.A.に連絡し、再発行の手続きを受けること。但し、更新および再発行には数日掛かることを考慮しておくこと。紛失した場合は、再発行の手数料を徴収する。

#### 第15条 車両の交換

参加受付後の車両交換は、いかなる場合も認められない。

#### 第16条 エンジン修理および交換

エンジンの封印を取り外して行う修理は認められない。また、エンジン本体を破損してしまった場合は封印済みのエンジン本体に交換しなくてはならない。その際はT.R.A.へ連絡をし、T.R.A.レーシングパスポートの更新やエンジン供給または交換の手続きを行わなくてはならない。

#### 第17条 大会期間中のエンジン交換

当該大会期間中のエンジン交換は、いかなる場合も認められない。

#### 第18条 大会期間中のトランスアクスル交換および作業

当該大会期間中のトランスアクスル交換およびトランスアクスルの脱着および本体の分解を伴う作業は、認められない。

#### 第19条 ボディーの修復

ボディーの修復に関しては、トヨタ自動車㈱発行の「ボディー修理書」に従い、ボディーの修復を行わなければならない。なお、ボディー交換による修復は認められない。

#### 第20条 タイヤ

1. 公式予選、決勝を通じて使用できるタイヤは4本までに制限される。
2. 公式車両検査時に4本のタイヤにマーキングが施される。
3. 公式車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。尚、大会期間中、当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
4. バースト等、やむを得ない理由の場合のみ、当該大会技術委員長の承認を得られれば1本の交換は認められる。2本以上の交換が必要な場合には、当該大会技術委員長の許可を得た上で、当該大会審査委員会の承認を得ること。2本以上交換した場合、レースのスターティンググリッドの最後尾スタート、もしくはピットスタートとなる。なお、交換の申請は当該大会事務局へ届け出ること。
5. タイヤの裏組み(左右を逆に組み直す)は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。



## 第21条 燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は、JAF国内競技車両規則第3編第1章第9条「燃料」に従い、通常のカソリンスタンドのポンプから販売されている(潤滑油以外のいかなる添加物も含まない)自動車用無鉛燃料(ガソリン)を使用すること。

## 第22条 エアバッグコンピューター

公式車両検査開始前までには、エアバッグコンピューターのコネクターを取り外しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、公道走行チェック時には必ず当コネクターを接続しておくこと。

## 第23条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。また、使用や事故による摩耗や損傷した部品の交換(修復)は当該大会技術委員長の許可を受けた上で行う事とする。その際、当該車両は再車両検査により承認を得なければならない。

## 第24条 予選組分け方法

予選を2組以上に分けて行う場合、当該シリーズの前大会に出場し決勝およびコンソレーションレースの結果を残した選手については、その結果の上位より、交互に組分けを行う。(コンソレーションレースの1位は、決勝レースの順位認定を受けた最終の者の次順として扱う)

それ以外の選手については、ゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。

なお、シリーズ第1戦の場合は、全参加者ともゼッケン番号を基に、交互に組分けを行う。

## 第25条 予選組分けされた場合における決勝レースのスターティンググリッドの決定方法

予選組分けされた場合の決勝グリッドは、各組の予選1位のタイムを比較しより早い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。決勝グリッドが各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。

## 第26条 コンソレーションレース

各大会において、最大決勝出走台数を11台以上、上回る参加台数があった場合、予選不通過車両を対象とした、コンソレーションレースを行う場合がある。その場合、当該大会の参加者に対しスケジュール等は当該大会の公式通知をもって公示する。

## 第27条 予選組分けされた場合におけるコンソレーションレースの

### スターティンググリッド決定方法

予選組分けされた場合のコンソレーションレースのグリッドは、各組の対象となる予選上位者のタイムを比較し、より早い組をポールポジションとし、交互に振り分けを行う。コンソレーションレースがフルグリッドになり各組で均一に割り当てられない場合、最終グリッドは各組の予選タイムで1位と当該順位の予選タイムを比較しタイム差が少ないドライバーに与えられる。

## 第28条 1大会で決勝レースを2レース(ダブルヘッダー)開催する場合の運用方法

1. 公式予選は、第1レースのグリッドを決定するものとする。
2. 第2レースのグリッドは、第1レースのファステストラップ順とする。
3. 第1/2レースともに、大会ポイント(ファステストラップポイント含む)は付与する。



4. ポールポジションポイントは、公式予選ポールシッターにのみ付与する。

第29条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第30条 車両保管（車両の場外持ち出しの禁止）

1. 競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される場合がある。その際には、競技参加者は車両保管解除後に車両整備が認められる。
2. 競技車両は、公式車検を受けて以降、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで、当該サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。
3. 当該大会期間中にリタイヤした場合、リタイヤ届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ車両の持ち出しは認められない。

第31条 車両整備

大会期間中に認められる車両整備は以下のとおりとする。但し、技術委員長の許可がある場合はこの限りではない。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換エア－抜き作業。
3. 冷却水の点検、クーラント又は水の補充。
4. バッテリー液量点検、蒸留水の補充。
5. タイヤ、ホイール清掃。
6. タイヤエア－圧点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認。
8. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液又は水の補充。
9. ガソリン給油。
10. 各種ステッカーの交換。
11. シリンダヘッドカバーを脱着してのローラーロッカーおよびステムキャップシムの点検・修復。但し、作業を行う場合はT・R・Aに申告すること。
12. 上記項目以外で車両より部品の取外しを伴わない各部の清掃。

第32条 公道走行チェック

1. 全ての参加車両に対して、決勝レース・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
2. 決勝レース・車両保管解除後に当該大会競技役員立会のもと、T・R・Aが指定した検査員が当該大会オーガナイザー指定場所にて実施。全ての参加車両は検査開始から60分以内にチェック準備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。
3. 公式予選不通過および決勝レース不出場・リタイヤした車両も、当該大会競技役員の指示に従い公道走行チェックを受けなくてはならない。
4. 検査項目：検査箇所は以下のとおりとする。
  - ・車体外板
  - ・かじ取り装置



- ・制動装置
- ・走行装置
- ・緩衝装置
- ・動力伝達装置
- ・電気装置
- ・原動機
- ・排気系
- ・灯火装置・方向指示器
- ・警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
- ・競技走行において異常が認められた箇所

検査内容はJAF指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。但し下記検査内容を追加する。

- ・エアバッグコンピューターのコネクター接続
- ・最低地上高(9cm以上)

#### 5. 検査の合否と処置

- ・公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両はT.R.A.が管理し、その指示に従い規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない(キャリアカーの手配および費用は当該参加者負担)。規定の場所とは車両所有者または使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。
- ・検査において不具合箇所が指摘された車両は、当該箇所の修理・整備作業が完了していることが分かる書面、資料、写真等が提示されないと、それ以降の本レースへの参加は受理されない。

#### 6. 検査を受けなかった場合

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消され、且つその参加者、ドライバーおよび車両のそれ以降の本レースへの参加は認められない。入賞した車両の競技成績が本項によって抹消された場合その車両の、後順位の車両の順位は繰り上げられない。

### 第33条 シリーズポイント

#### 1. 各大会 ポイント

優勝	20ポイント	6位	6ポイント
2位	15ポイント	7位	4ポイント
3位	12ポイント	8位	3ポイント
4位	10ポイント	9位	2ポイント
5位	8ポイント	10位	1ポイント

上記ポイントは、当該レース完走者にのみ与えられる。

上記の他に、各大会のポールポジションおよび決勝ファステストラップを獲得したドライバーに、それぞれ1ポイントが付与される。

2. 最終シリーズランキングを決定する際、ポイントの集計は獲得した全得点を合計するものとする。同ポイントの場合の順位は上位得点の回数の多い順に決定される。なお、上位得点の回数が同一



である場合は最終戦時のポイントで決定され、それでも決まらない場合はカウントバック方式により最終戦の前戦時、前々戦時・・・のポイントによって決定する。

#### 第34条 賞および各大会ポイントの制限

1. 賞金、賞典は決勝出走台数により次のように制限される。

3台	1位のみ	6～7台	4位まで
4台	2位まで	8台以上	6位まで
5台	3位まで		

2. 各大会ポイントは決勝出走台数が5台に満たない場合は与えられない。5台以上決勝出走した場合はフルポイントが与えられる。
3. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い
- ・先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合レースは成立せず、各大会ポイントと賞典は与えられない。
  - ・車両が2周回以上を完了し、かつ当初のレース距離未満でレースが中止された場合レースは成立し、各大会ポイントと賞典は全て与えられる。

#### 第35条 本規定に記載されていない項目

本規定に記載されていない全ての項目は、各大会の特別規則書および公式通知により示される。なお、本規定の変更や解釈は、T.R.A.ブルテンとしてT.R.A.より公示される。



## 車両規定（暫定版）

### 車両

参加車両はトヨタ ヴィッツ「RS Racing」(車両型式：NCP131-VPTMV)とし、トヨタテクノクラフト(株)・TRDにより封印が施されたエンジン本体を搭載していること。本レースは、2014年JAF国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定で定められていない項目については、同規則第5章「スピードSA車両規定」に従っていないと認められない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

### 定義

1. 指定部品：T・R・Aより使用が義務付けられた部品。  
指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
  2. 認定部品：T・R・Aより使用が認められた部品。  
認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
- T・R・Aが認めた(車両規定およびブルテンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。

### 第1条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

#### 1. 安全ベルト

- ・フルハーネスタイプかつ4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
- ・ラベルに表示されている使用期限の過ぎた物やストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
- ・取り付けに関しては2014年国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
- ・4点式以上の安全ベルトは競技中のみ装着する事が許される。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

#### 2. 消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。但し取り付ける場合は2014年JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条1.3に従う事。

#### 3. ロールケージ

T・R・A指定のロールケージを使用することが義務付けられる。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていないと認められない。

品番：66510-KP300(ロールケージASSY)



品番：66522-NP900（ロールケージパッド）

#### 4．サーキットブレーカー

取り付けは認められない。

#### 5．イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。

#### 6．牽引用穴あきブラケット

フロント側、リヤ側共にT・R・A指定の牽引用穴あきブラケットの使用が義務付けられる。但し、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。

品番：51960-KP300（フロント牽引フック）

品番：51967-KP300（リヤ牽引フック）

### 第2条 改造規定

参加車両は当規定の「安全規定」と以下の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は当初のままで、変更（取り外し・追加・使用方法等）および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される。（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）また、同一型式車種にレス仕様がある場合、加工を行わない方法で同一の仕様にする事は許される。但しダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。マイナーチェンジ車両の部品はT・R・Aより使用許可の公示がない限り許されない。

### 第3条 エンジン・エンジン補機類

#### 1．エンジン本体

エンジン本体はトヨタテクノクラフト株式会社・TRDにより封印されたものを搭載していなくてはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。

#### 2．エンジンマウント

T・R・A認定部品への変更が認められる。

品番：12305-NP900（エンジンマウントRH）

品番：12372-KP300（エンジンマウントLH）

品番：12363-NP900（エンジンマウントRR）

#### 3．フライホイール

加工・変更等の改造は認められない。

#### 4．オイルポンプ

加工・変更等の改造は認められない。

#### 5．オイルフィルター

変更は自由。但し、取り付け位置の変更は認められない。

#### 6．オイルフィルターキャップ

変更は自由。

### 第4条 電気系統



電氣的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置（ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されている物および当規定で認められた物を除き装着は許されない。

#### 1. バッテリー

本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等でなくてはならない。また、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならず、搭載位置の変更は認められない。なお、ポディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。

#### 2. オルタネーター

加工・変更等の改造は認められない。

#### 3. 点火系統

T.R.A. 認定の点火プラグの使用が認められる。但し、使用する4本の点火プラグは同一品番の物でなくてはならない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。

品番：10901-SP060-22（TRDレーシングプラグ）

品番：90919-01243（スパークプラグ）

品番：90919-01247（スパークプラグ）

#### 4. セルモーター

加工・変更等の改造は認められない。

#### 5. ECU

追加および加工・変更等の改造は認められない。

#### 6. 配線

当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工のみ認められる。

### 第5条 吸排気系

#### 1. エアクリーナー

エレメントに限りT.R.A. 認定部品へ変更が許される。それ以外の改造は認められない。

品番：MS155-00004（スポーツエアフィルター）（旧品番：17801-NP900）

#### 2. 吸気・排気マニホールド

加工・変更等の改造は認められない。

#### 3. マフラーおよび排気管

加工・変更等の改造は認められない。

#### 4. マフラーサポート

T.R.A. 認定部品への変更が認められる。

品番：17565-NP900（マフラーサポート）

#### 5. 排出ガス

完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO：1%・HC：300ppmを越えないこと。

### 第6条 冷却系統

#### 1. ラジエター

ラジエター本体の追加および加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。但し、ラジエターキャップは変更が認められる。



## 2. サーモスタット

変更および取り外しは認められる。但し、取り付け部の加工は認められない。

## 3. ラジエーターファンおよびファンスイッチ

ラジエーターファンおよびファンスイッチの加工・変更・追加等の改造は認められない。

## 4. ラジエーター配管

加工・変更等の改造は認められない。

## 5. オイルクーラー

オイルクーラーの取り付けは認められない。

## 第7条 シャシー

### 1. 最低地上高

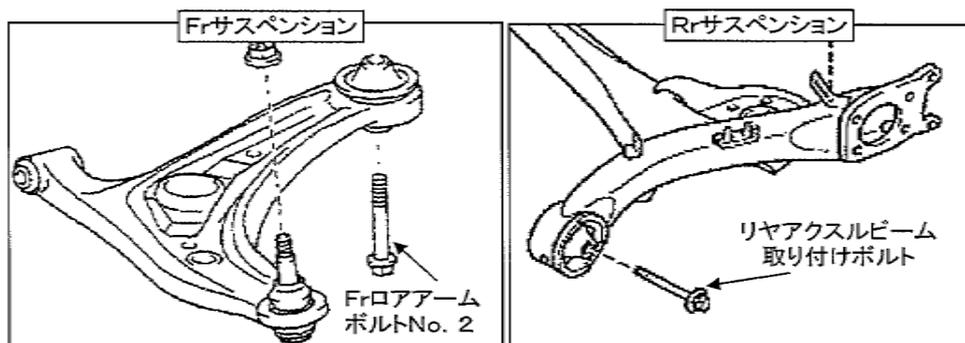
最低地上高9 cm以上を確保すること。

また、以下の二点についても指定の地上高を確保すること。

.フロントロアアームボルトNo. 2 下端...12.5 cm 以上

.リアアクスルビーム取り付けボルト 中心部...21.5 cm 以上

下記イラストをご参照下さい。



### 2. 全長および全幅

変更は認められない。

### 3. 最低重量

1010 kg

### 4. ラバースマウントおよびブッシュ

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：48609 - NP900 (フロントアッパーサポート)

品番：48755 - NP100 (リアアッパーサポート)

品番：48752 - NP900 (リアサスペンションサポートストッパー)

品番：48654 - NP900 (フロントロアアームブッシュ)

## 第8条 駆動系

### 1. クラッチ

T. R. A. 認定部品の使用が認められる。

品番：31210 - AE100 (クラッチカバー)

品番：31250 - AE963 (クラッチディスク)



品番：31250-NP900（クラッチディスク）

組み合わせについては純正品を含めて自由。

また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なもの限り変更が認められる。

## 2. トランスアクスル

加工・変更等の改造は認められない。但し、シンクロナイザーリングについては、T.R.A.認定部品の使用が認められる。

品番：33368-20080（サードギヤ・シンクロナイザーリング）

## 3. 変速レバー

ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。

## 4. シフトノブ

変更は自由。但し、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。

## 5. ディファレンシャル

標準品およびメーカーオプション品のみ使用が認められる。

## 6. 最終減速比

ファイナルギヤの加工・変更等の改造は認められない。

## 第9条 制動装置

ボルトオンにて装着可能なブレーキパッド・ホースに限り変更が許される。

## 第10条 サスペンション

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。

### 1. スプリング

T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。

品番：48131-KP300（フロントスプリング）

品番：48231-KP300（リヤスプリング）

### 2. ショックアブソーバー

T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。

品番：48510-KP300（フロントショックアブソーバーRH）

補給部品品番：48510-KP310

品番：48520-KP300（フロントショックアブソーバーLH）

補給部品品番：48520-KP310

品番：48530-KP300（リヤショックアブソーバー）

補給部品品番：48530-KP310

### 3. フロントバンブラバー

T.R.A.指定部品の使用が義務付けられる。

品番：48304-WY010（バンブラバー）

### 4. スタビライザー

加工・変更等の改造は認められない。

### 5. アームおよびロッド類



T . R . A . 認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

#### 第11条 タイヤおよびホイール

- 1 . タイヤサイズ : 1 9 5 / 5 5 R 1 5
- 2 . タイヤ銘柄 : GOODYEAR EAGLE RS Sport
- 3 . タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- 4 . タイヤおよびホイールは車軸中心より前方 30 度・後方 50 度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。
- 5 . タイヤ中心より両側 50mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを 1.6mm 以上有すること。また、常にタイヤのスリップサインは出ていてはならない。
- 6 . タイヤの加工または当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
- 7 . ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
- 8 . 使用できるホイールは「 1 5 インチ / 7 . 0 」 J + 4 8 」又は、「 1 5 インチ / 7 . 0 」 J + 4 8 」とする。また、使用するホイールは全て同一のものを使用すること。
- 9 . ホイールはスチール製、または J W L または V I A マークのある軽合金製とする。
- 10 . ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。但しホイールディスク面より突出しないこと。
- 11 . ホイールスペーサーの使用は認められない。

#### 第12条 車体

- 1 . 自動車登録番号標  
加工・変更等の改造は認められない。
- 2 . 空力装置  
追加は認められない。
- 3 . ボンネットおよびトランク  
加工・変更等の改造は認められない。
- 4 . リヤゲートダンパー  
取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。
- 5 . バンパー  
加工・変更等の改造は認められない。
- 6 . ミラー  
室内および室外のミラーの加工・変更等の改造は認められない。
- 7 . フロントガラス  
純正品以外でも道路運送車両の保安基準に合致した物の使用を認める。
- 8 . サイドおよびリヤガラス  
下記の部品もしくは、道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラスおよびリヤガラスを使用すること。また塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けは T . R . A . が認めたもの以外は許されない。



品番：6 8 1 1 0 - 5 2 3 4 0 (フロントドアガラスRH)

品番：6 8 1 2 0 - 5 2 3 4 0 (フロントドアガラスLH)

品番：6 8 1 3 0 - 5 2 3 5 0 (リヤドアガラスRH)

品番：6 8 1 4 0 - 5 2 3 5 0 (リヤドアガラスLH)

品番：6 8 1 0 5 - 5 2 6 0 0 (バックドアガラス)

#### 9. ボディー補強

空洞への充填材注入(当初より充填されている部位を除く)も含み、一切の補強は認められない

#### 10. タワーバー、ブレース

追加および加工・変更等の改造は認められない。

#### 11. 水/泥はねよけ。

追加および加工・変更等の改造は認められない。

#### 12. エンジンアンダーカバー

追加および加工・変更等の改造は認められない。

#### 13. エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造は認められない。

#### 14. ヘッドランプ

バルブ交換(後付H.I.D.キット含む)への変更および、これの取り付けに伴う最小限の加工の認められる。

#### 15. フォグランプ

取り外しのみ認められる。但し、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上がなくてはならない。なお、取り外しを行わない場合は、ガラス飛散防止策を行うこと。

#### 16. グリル

加工・変更等の改造は認められない。

#### 17. テールランプ

加工・変更等の改造は認められない。

### 第13条 車体内部

#### 1. 内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。また、グローブボックス開閉に関する最小限の切除・加工も認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められない。

#### 2. 防音材

加工・変更等の改造は認められない。

#### 3. ステアリングホイール

加工・変更等の改造は認められない。

#### 4. ペダルカバーおよびヒールプレート

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。



#### 5. フットレスト・ニーレスト

装着する事が認められる。但し確実に取り付けること。

#### 6. 座席

運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合はJAF国内競技車両規則第3編第5章9条9.4.5の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。

#### 7. 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。但し健常者の使用は認められない。

#### 8. ヒーター・エアコン

ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また正常に機能していなくてはならない。

#### 9. 補助メーター

追加は認められない。

#### 10. データロガー

GPSデータロガーのみ使用が認められる。但し、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取る物に限り取り付けを認める。なお、車両との結線は電源目的以外は認められない。

#### 11. ラップタイム自動計測装置

ラップタイム自動計測装置は、ラップタイム計測を目的とした物で、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取る物に限り取り付けを認める。なお、車両との結線は電源目的以外は認められない。

#### 12. インナーミラー

インナーミラーの加工・変更等の改造は認められない。

#### 13. フロアマット

専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。

### 第14条 アクセサリー部品

JAF国内車両規則第4編付則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

#### 1. 取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響/映像機器、盗難警報システム、ETC車載器

#### 2. 取外しが可能な部品

アンテナ

### 第15条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。